

特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札 入札心得

(趣旨)

第 1 条 競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、入札公告、特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕（以下「入札公告〔共通事項〕」という。）、入札説明書、別に備える設計図書等、建設工事請負契約書（案）、この入札心得及び現場等を熟覧し、承諾した上で入札しなければならない。

(入札保証金の納付)

第 2 条 入札保証金の納付は免除する。ただし、次に該当する場合は見積もった総額（消費税及び地方消費税を含む金額）の100分の5に相当する金額を納付しなければならない。

ア 落札者として決定された者が、契約を締結しないとき

イ 低入札価格調査に係る調査書類等、発注者が求める入札条件を確認する書類を提出しなかったとき

ウ 低入札価格調査辞退規定(平成30年3月29日付け29建政技第342号)に基づく辞退又はやむを得ない事情と発注機関が認める辞退による場合を除き、契約締結にいたらなかったとき

(入札の時期)

第 3 条 入札参加者は、質問回答の内容を熟覧し、特に入札参加者の積算に関わる事項について留意のうえ、入札書等提出開始日以降、提出しなければならない。

(入札の方法)

第 4 条 入札参加者は、入札書、工事費内訳書等（以下「入札書等」という。）を、郵送による入札（一般書留又は簡易書留のいずれかの方法による、配達日指定郵便とする。）により提出しなければならない。

2 前項の方法以外の方法により提出された入札書等は受理しない。

3 入札書等は次に定める方法で郵送しなければならない。

(1) 入札書等の郵送は、外封筒及び中封筒の二重封筒とすること。

(2) 入札書の中封筒に入れ、封かんの上、封筒の表面に、開札日、工事名、工事箇所名及び入札者の商号又は名称（特定建設工事共同企業体にあつては、特定建設工事共同企業体の名称（以下「特定JVの名称」という。）等を記載すること。

(3) 外封筒には、入札書を同封した中封筒及び工事費内訳書他必要書類（詳細は入札説明書による）を入れ、封筒の表面に開札日、工事名、工事箇所名、入札者の商号又は名称（特定JVの名称）、担当者名及び連絡先（電話番号・FAX番号）を記載すること。

(4) 入札書等は入札公告に指定する配達日を指定して郵送しなければならない。提出期限（入札書等配達指定日）以外の日に到達した入札書等は、理由の如何にかかわらず受理しない。

(5) 1つの外封筒には2通以上の中封筒及び工事費内訳書を同封してはならない。

(6) 1つの中封筒には2通以上の入札書を同封してはならない。

(7) 入札書の日付は、入札書作成日又は入札書等投函日を記入すること。

ただし、入札書作成日及び入札書投函日以外の日を記入しても入札書は有効とする。

4 この入札は、工事の総額について見積もらなければならない。ただし、入札書に記載する金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を記載し、かつ、箇所ごとに作成しなければならない。

5 一度提出した入札書等は、書替え、引換え又は撤回することはできない。

(入札書等の不受理)

第 5 条 入札書等については、次の各号のいずれかに該当する入札書等は受理しない。

(1) 第 4 条第 1 項に規定する方法以外の方法により提出された入札書等

(2) 入札公告に示す提出期限（入札書等配達指定日）以外の日に到着した入札書等

(3) 外封筒の宛先が入札公告と一致しない入札書等

- (4) 外封筒表記の開札日・工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書等（ただし、未記載等であっても当該内容が確認できるものを除く。）
- (5) 外封筒表記の商号又は名称が記載されていない入札書等
- (6) 外封筒に開札日・工事名・工事箇所名・商号又は名称のいずれかが複数記載されている入札書等
- (7) 外封筒表記が誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書等
- (8) 特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札公告〔共通事項〕（以下「入札公告（共通事項）」という。）1(1)のアからエ及びカからサに掲げる要件を満たしていない入札書等
- (9) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等

（公正な入札の確保）

第6条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札参加者は、入札執行事務に関して秘密とされている情報を聞き出そうとしてはならない（脅迫的言辞の有無を問わない。）。
- 3 入札参加者は、正当な理由なく入札公告前における発注予定案件事務への介入、又は公告後において公告、入札心得及び各種仕様書等について、不明等を理由とした過度な介入等入札の公正・公平性を阻害する行動をしてはならない。

（工事費内訳書の提出）

第7条 工事費内訳書の積算価格（以下「内訳書価格」という。）と入札書の入札金額（以下「入札価格」という。）は原則として一致しなければならない。

ただし、内訳書価格において、1万円未満の端数を切り捨てた金額を記載した当該入札書は、有効として扱うものとする。

また、積算価格の値引きは、認めないこととする。

- 2 前項の工事費内訳書は、次に掲げるいずれかの形式により作成しなければならない。
 - (1) 設計図書等のうち閲覧設計書の工事費内訳書に単価、金額を記載したもの
 - (2) 前号と同等の項目が含まれる独自様式によるもの
- 3 一度提出された工事費内訳書は、書替え、引換え又は撤回することはできない。
- 4 工事費内訳書は、入札及び契約に関する設計図書ではないため、直ちに契約変更の対象とはならない。

（設計図書等に対する質問・回答）

第8条 発注機関の長は、入札公告に示す期間及び場所において、設計図書等に対する質問を受け付け、当該質問に対する回答を入札情報システムに掲載する。なお、質問者への直接の回答は行わない。

（経営事項審査結果通知書等）

第9条 入札参加者は、入札公告日から落札決定日の間において、当該入札に係る契約予定日の1年7月前の日の直後の営業年度終了の日を基準日とした経営事項審査（以下「経審」という。）結果の通知を受けていなければならない。

- 2 前項の経審結果の通知を受けていないときは、入札に参加できない。
- 3 第21条第1項のただし書きの工事については、第1項の契約予定日は本契約予定日とする。

（入札の延期、取りやめ等）

第10条 発注機関の長は、設計図書等の表示誤りや不明確な表示などを発見した場合、当該発見時期が最終質問回答日以前であり、その修正が一定の要件に当てはまるときは、訂正後の設計図書等を閲覧に付すとともに入札書等提出期限、開札日等について延期できるものとする。なお、延期を行う場合、システムによる入札公告、質問回答及び入札予定表示（修正内容履歴）において変更期日等について示すものとする。

- 2 発注機関の長は、入札公告及び設計図書等の関係書類又は入札手続きに不備があり、入札参加者の公正な入札が行われないと認められるときは、入札公告で示す入札手続等を取りやめるものとする。
- 3 発注機関の長は、入札参加者が協定し、又は不穩の行動をなす等により入札が公正に執行することができないと認められる場合、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめるものとする。

(入札回数)

第11条 入札回数は2回を限度とする。

(開札)

第12条 開札は、当該対象工事の入札公告に示す日時、場所において行われるものとする。

- 2 開札は公開とする。ただし、開札会場への立ち入りは、発注機関の長が、公正な入札事務の執行を阻害するおそれがないとして特に認めた者に限るものとし、この場合にあっても、入札事務の執行を阻害したと認められた場合は、この者を開札会場から退場させることができるものとする。
- 3 発注機関の長は、開札にあたっては、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。
- 4 発注機関の長は、入札書を開札後、予定価格の範囲内の入札があった場合は予定価格を、予定価格の範囲内の入札がない場合は最低入札価格の入札金額を読み上げ、落札を保留して入札書の開札を終了する。

(再入札)

第13条 発注機関の長は、第12条の開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がなく、予定価格超の入札がある場合は、設計書等の入札実施条件を再確認し、開札後速やかに再入札の実施について決定する。

- 2 前項の確認の結果、再入札を実施する場合は、予定価格超過者に対しFAXにより通知する。なお、1回目の入札書が無効、無効（失格）となった者に対しては、長野県公式ホームページに通知書を掲載する。
- 3 再入札書の提出時において、工事費内訳書の添付は不要とする。ただし、再入札の結果落札候補者となった場合は、別途指定する期日までに提出するものとする。
- 4 第12条に規定する開札の方法については、再入札について準用する。この場合において、同条の「入札公告に示す日時、場所」は、「再入札通知に示す日時、場所」と読み替える。

(予定価格に対する疑義申立て)

第14条 予定価格に対する疑義申立ては、当該工事の入札に参加した者が行うことができる。

- 2 予定価格に疑義申立てがある場合は、疑義申立て書又は同等の項目が含まれる書式により電子メール又はFAXで受け付け、予定価格を公表した日を含めて2日間（休日を含まない。）の受付期間に提出することができる。なお、受付最終日の締め切り時間は12時とする。
- 3 疑義申立てに対する確認結果、又は入札手続きの継続については、疑義申立て受付終了後速やかに、長野県公式ホームページに掲載する。ただし、疑義申立て受付終了前に入札手続等を取りやめる場合は、受付終了前に長野県公式ホームページに掲載する。

(入札参加資格要件審査書類の提出)

第15条 発注機関の長は、入札参加者の参加資格を確認するため、入札参加者全てから、入札書とともに、入札公告に示す一般競争参加資格等確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争参加資格等確認資料（以下「資料」という。）の提出を求めるものとする。なお、入札参加者が特定建設工事共同企業体の場合においては、上記書類のほか「共同請負実施要領」（昭和39年2月18日付け39監第108号）第8の規定による共同企業体協定書及び構成員全員の経営事項審査結果通知書の写の添付を求めるものとする。

- 2 申請書及び資料は、入札公告に示す方法で提出するものとする。
- 3 入札参加者が以下に該当するときは、当該入札参加者のした入札は、無効とする。
 - (1) 申請書及び資料を提出しないとき。

(2) 入札参加者が入札参加資格要件審査のために発注機関の長が行う指示に応じないとき。

- 4 発注機関の長が必要と認めた場合は、提出書類に関するヒアリングを実施することができるものとする。

(落札候補者の辞退)

第 16 条 低入札調査試行要領等に基づく低入札価格調査の対象となった落札候補者は、入札公告〔共通事項〕12により当該候補者を辞退することができる。なお、辞退に当たり「低入札価格調査に該当する落札候補者の辞退に対する事務処理規程」第 3 の「入札参加の制限」は適用しない。

- 2 特別重点調査の対象となった落札候補者は「特例政令の対象となる建設工事に係る一般競争入札実施要領」第 9 の 2 第 4 項により当該候補者を辞退することができる。

(落札候補者及び落札価格の決定)

第 17 条 予定価格の制限の範囲内で最低価格入札者(総合評価点の最も高く有効な入札した者)を落札候補者とする。ただし、落札候補者の入札価格及び入札額の状況によっては、低入札調査試行要領等に基づく低入札価格調査及び特別重点調査により、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札した他の者のうち、当該落札候補者の入札額の次に低い価格の入札者(総合評価点の最も高い者)を落札候補者とする。

- 2 落札価格の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数のあるときはその端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

(契約保証)

第 18 条 契約保証金は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の16並びに財務規則(昭和42年規則第2号)第142条及び同規則第143条に基づき策定された、「建設工事等に係る契約保証金取扱要領」(平成27年3月11日付け26契検第135号)の規定により取り扱うものとする

(入札書の無効)

第 19 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。

- (1) 同一人が入札した 2 通以上の入札書
- (2) 工事費内訳書を提出しない者が入札した入札書
- (3) 入札公告に示す、参加資格業種、資格総合点数、特定建設業の許可又はその他の要件を満たさない者が入札した入札書等
- (4) 入札公告において、入札参加できないと明記されている者が入札した入札書等
- (5) 中封筒がない入札書
- (6) 中封筒表記の開札日・工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- (7) 中封筒表記に商号又は名称(特定JVの名称)が記載されていない入札書
- (8) 商号又は名称(特定JVの名称)・押印のいずれかがない入札書
- (9) 発注者名が記載されていないか誤っている入札書
- (10) 金額の記入がない入札書
- (11) 金額を訂正し、訂正印のない入札書
- (12) 入札書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と一致しない入札書
- (13) 入札書の工事名・工事箇所名・商号又は名称(特定JVの名称)のいずれかが記載されていない入札書
- (14) 誤字、脱字等により意思表示が明確でない入札書
- (15) 入札公告〔共通事項〕7に規定する入札参加資格要件審査書類を提出しない者の入札書
- (16) 入札公告〔共通事項〕7に規定する入札参加資格要件審査において当該要件を満たさない者の入札書

(入札書の無効(失格))

第 20 条 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。ただし、低入札調査試行要領等に基づく調査が判明するまでは有効とするものとし、入札経過書には「無効（失格）」と記載するものとする。

- (1) 工事費内訳書の工事名・工事箇所名のいずれかが入札公告と異なるか又は未記載で意思表示が明確でない入札書
- (2) 工事費内訳書の商号又は名称（特定 J V の名称）が記載されていない入札書
- (3) 工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額が一致しない入札書
ただし、工事費内訳書の積算価格と入札書の入札金額の差が 1 万円未満の場合は除く
- (4) 未記入など不備がある工事費内訳書を提出した者が入札した入札書
- (5) 入札公告に示す経営事項審査結果通知書、同種・専門性及び県工事の契約書、納税証明書（未納の県税等徴収金がない証明書）又はその他の要件に関する入札参加資格要件を満たさない者が入札した入札書
- (6) 低入札調査試行要領等に基づく低入札価格調査及び特別重点調査の対象となったが、提出期限内に調査書類を提出しないか、一部でも無い場合、内容に不備がある場合、事情聴取に応じない者の入札書
- (7) 低入札価格調査及び特別重点調査において、契約の内容に適合した履行がされないと判断された者の入札書
- (8) 虚偽の入札参加資格要件審査書類を提出した者の入札した入札書
- (9) 入札参加者が協定して入札した入札書
- (10) 第 16 条により落札候補者を辞退した者の入札書
- (11) 入札公告〔共通事項〕10の(7)に定める技術者を配置できない者の入札した入札書
- (12) 上記(1)から(11)に掲げるもののほか、入札公告、入札心得において示した入札条件に違反して入札した入札書

(契約の締結)

第 21 条 落札者は、落札した日の翌日から起算して 7 日以内（休日を含む。ただし、7 日目が休日の場合は、休日明けまで。なお、落札者が遠隔地である等特別の事情があるときは、別途指定する期日まで。）に契約を締結しなければならない。ただし、予定価格が 5 億円以上の工事については、仮契約とする。

- 2 前項のただし書の工事については、長野県議会の議決を経た後に本契約を締結するものとする。
- 3 落札者は、契約の締結に当たって、消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を発注機関の長に提出しなければならない。ただし、届出書が既に提出されているため、必要がないと発注機関の長が認めたときは、この限りでない。
- 4 契約に要する経費は契約人の負担とする。

(工事開始日)

第 22 条 工事開始日は契約日の翌日とし、契約書に定める工期の初日も同日とする。

(工事の着手)

第 23 条 受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事開始日（工期の初日）から起算して 30 日以内に、工事に着手（工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（現場事務所等の設置又は測量をいう。）、詳細設計付き工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。）しなければならない。

(技術者等の配置)

第 24 条 受注者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する技術者又は別に定める要件を満たす技術者、並びに、特別重点調査の実施対象となる者は、主任（監理）技術者と同等の技術者 1 名を別に専任で配置しなければならない。

- 2 受注者は、契約した工事に係る下請代金の額が建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の政令で定める金額以上となる工事については、その下請けの状況を文書で発注機関の長に報告しなければならない。

- 3 受注者が現場代理人を配置する場合、現場代理人は請負者と直接かつ恒常的な雇用関係（開札日以前3か月以上の雇用）がなければならない。

(電子入札システムの運用時間)

第25条 電子入札システム及び入札情報システムの運用時間は、長野県公式ホームページの電子入札スタートページに示すとおりであり、運用時間外は案件閲覧等を行えないこと。

随時に保守点検を行う必要が生じた場合は、事前に周知を行う。

(その他)

第26条 入札参加者及び受注者は、次の各号に掲げる項目を遵守しなければならない。

- (1) 「長野県電子入札システム利用規約」に定める規約。
- (2) 受注者は、請負代金の全部又は一部について、第三者への譲渡若しくは第三者からの差押えがあったときは、下請負人及び資材業者等の工事請負代金に係る債権者に対し、代金の決済方法等について説明を行うと共に誠実に履行すること。
- (3) 低入札価格調査、下請要件の確認調査等契約締結前に行われる調査、又は書類の提出を正当な理由なく拒み、妨げ、忌避する等不誠実な行為をしないこと（提出書類に虚偽の記載をした場合を含む。）。